

意見書(案)

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、母子保健法に基づく乳幼児歯科健診や、学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する歯科健診の実施が義務付けられている。一方で、成人については、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく歯科健診が行われているが、義務付けがされていない。また、労働安全衛生法に基づいて事業所が行う歯科健診の対象は、一定の有害業務に従事する労働者に限られているため、成人期以降の受診体制は十分とはいえない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防にも効果があるとされ、全身の健康を保持、増進するための重要な要素であるといわれている。人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

本県においては、平成25年に議員提案により、やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例を制定し、関係者の協力の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進しているところである。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進が盛り込まれた。

よって、国においては、健康寿命の延伸に向け、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診できる国民皆歯科健診を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の実現に向けて法整備を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の実現に向けて具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実施に際し、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなどにより、歯科疾患の発症や再発、重症化予防、さらには全身の健康につながるよう総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 　あて  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和5年12月21日

提 出 者 山形県議会厚生環境常任委員長 梶 原 宗 明